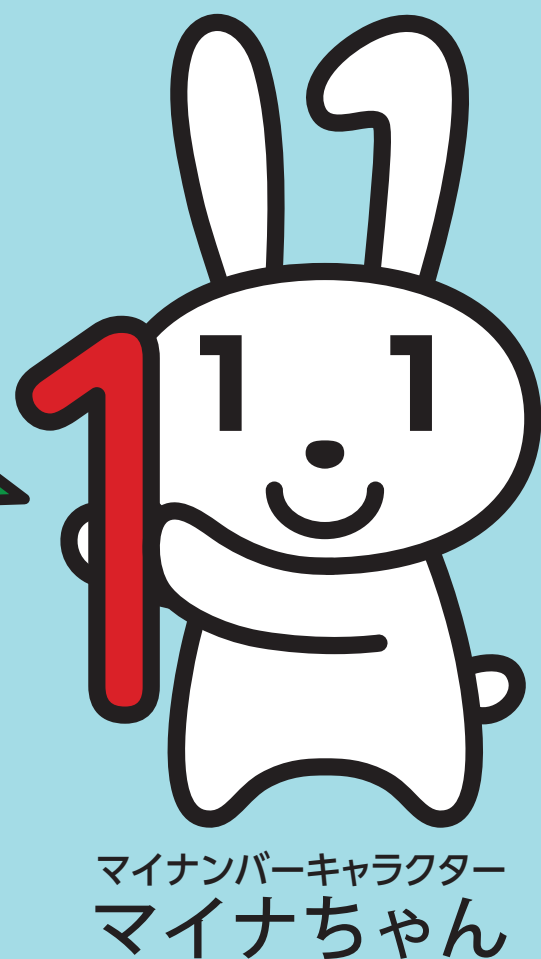


平成27年10月から マイナンバー (社会保障・税番号) の通知がはじまります

広報今号では、
マイナンバー
(社会保障・税番号)
制度の概要を
お知らせします



マイナンバー制度のお問い合わせ 受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

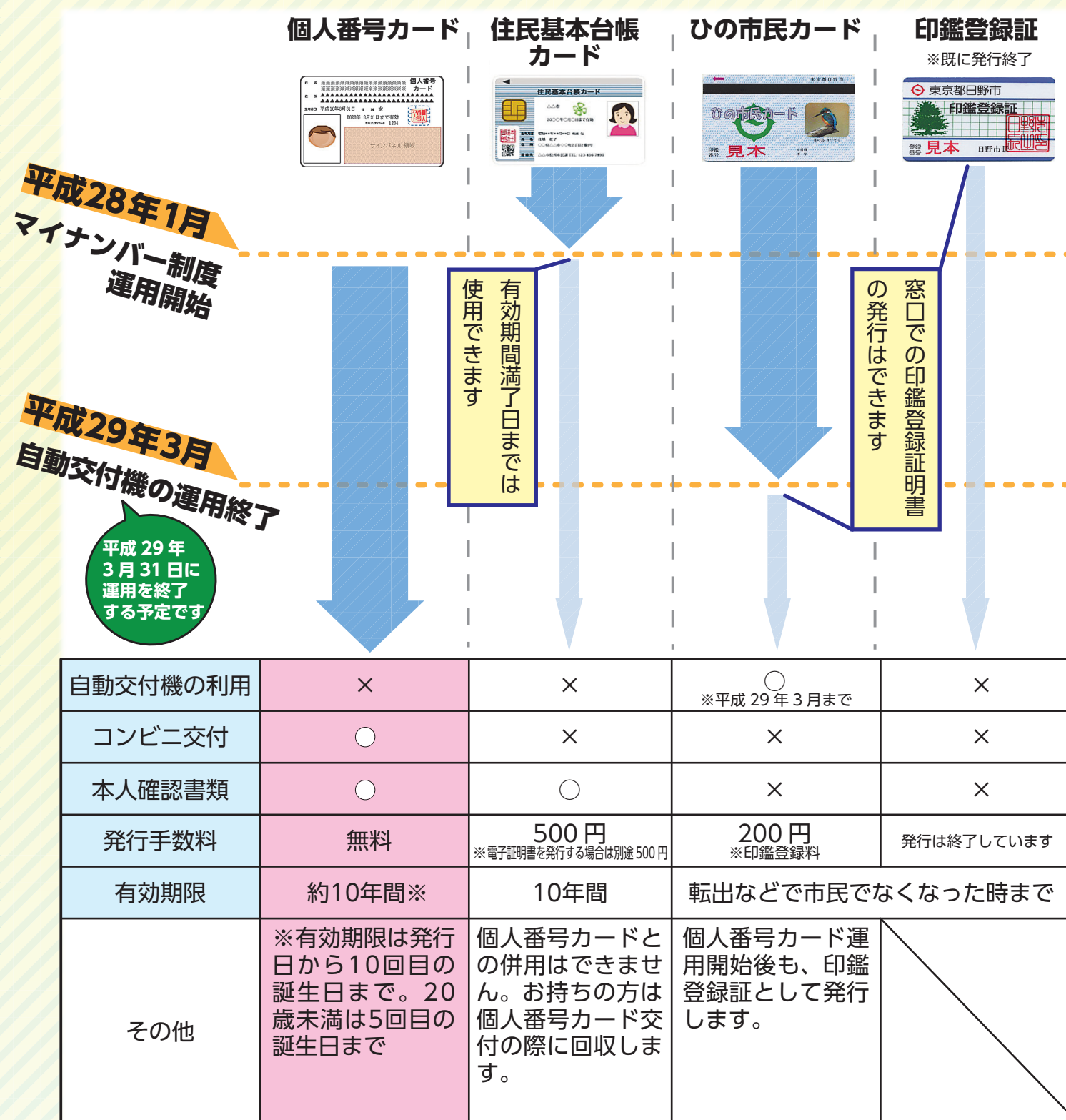
7/1 から 日野市 コールセンター **514-8611**

全国コールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178** English・中文・한국어・Español・Português
※ナビダイヤルは通話料がかかります ※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30～17:30 **0570-20-0291**



Q9 今まで持っていた「住民基本台帳カード」などは
どうなるの？

A 「住民基本台帳カード」は平成27年12月をもって発行を終了し、「個人番号カード」に変わります。その他詳細は以下の図をご覧ください。



**自動交付機および
コンビニエンスストアで
取得可能な証明書**

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 課税(非課税)証明書
- 戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄本・抄本)

今後、「ひの市民カード」、「印鑑登録証」、「図書館カード」などもシステム更新時に合わせて「個人番号カード」への統一を検討してい
きます。

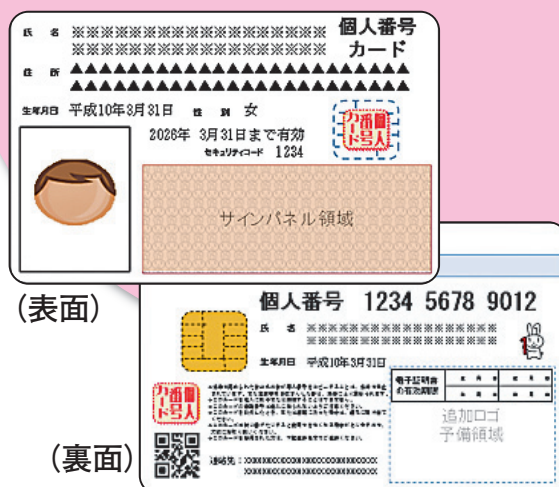
Q7 コンビニエンスストアで住民票が取れるって本当？

A 本当です。平成28年1月以降、日野市に住民登録のある方が、全国の主要コンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得できるサービスを行う予定です。ちょっとしたお出掛けの際、市内・市外を問わずコンビニエンスストアへ立ち寄っていただければすぐに取得できます。ぜひご利用ください。なお、詳細はマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。

コンビニエンスストアでの各種証明書取得方法

1. 「個人番号カード」を取得する

お住まいの市区町村に申請後、通知カードと引き換えに**無料**で交付します。有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）、引き換えは平成28年1月以降行う予定です。



2. 「個人番号カード」を持参し、コンビニエンスストア(全国)へ

全国の主要なコンビニエンスストアでご利用いただけます。

【利用可能時間】

6:30～23:00※土曜・日曜日、祝日も利用可。年末年始およびメンテナンス時を除く

【取得可能な証明書】

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）

※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ



Q8 民間事業者にも制度の影響があるの？

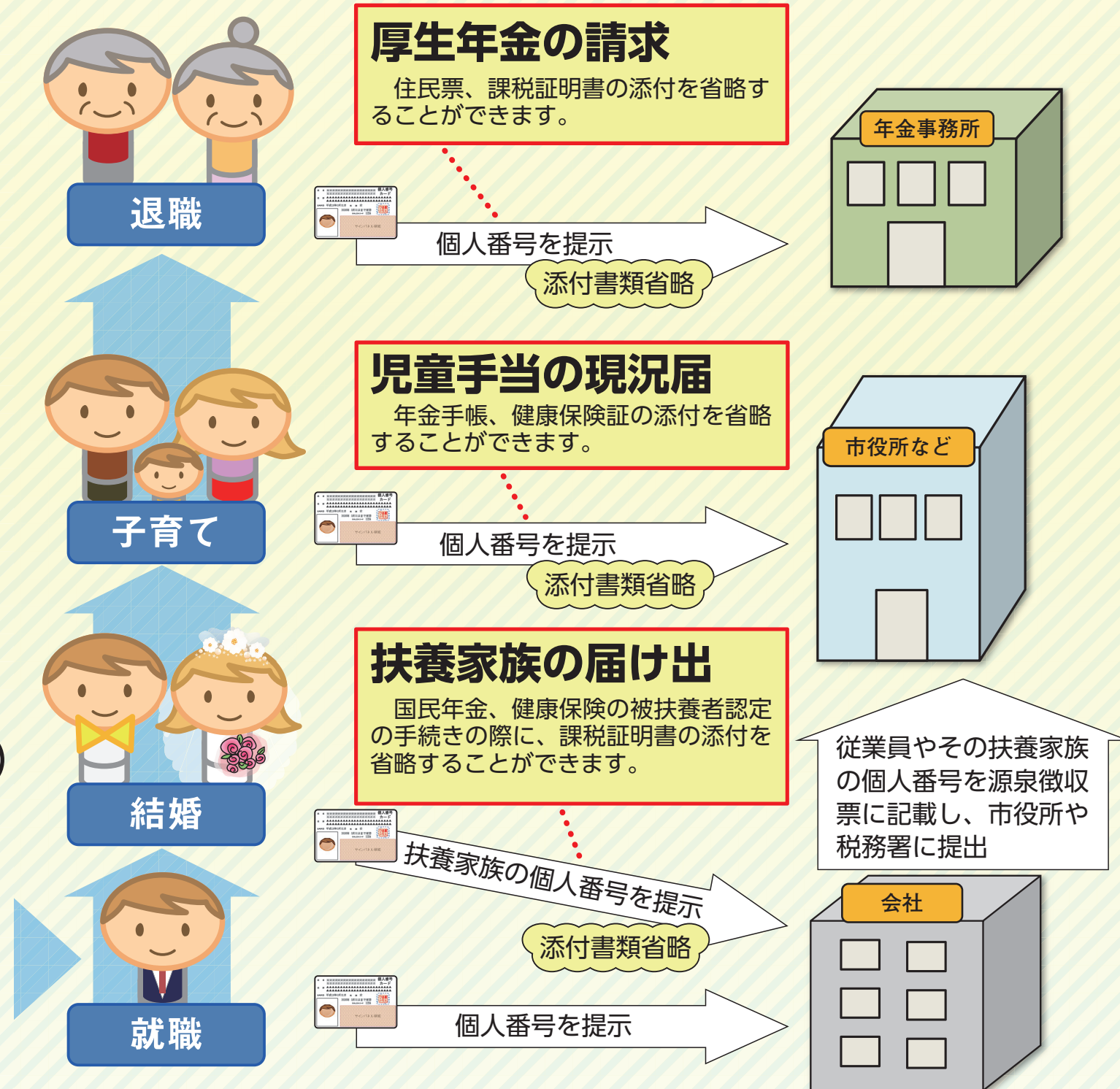
A はい。税金や社会保障の手続きで、従業員などの個人番号を取り扱います。そのため、以下の準備が必要です。

- 個人番号を適正に扱うための社内規定づくり
- 個人番号に対応したシステム開発や改修
- 特定個人情報の安全管理措置の検討
- 社内研修や教育の実施

これらの準備を適正に行っていただくため、内閣府HP(<http://www.cas.go.jp>)に動画や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」およびQ&Aを公開しています。

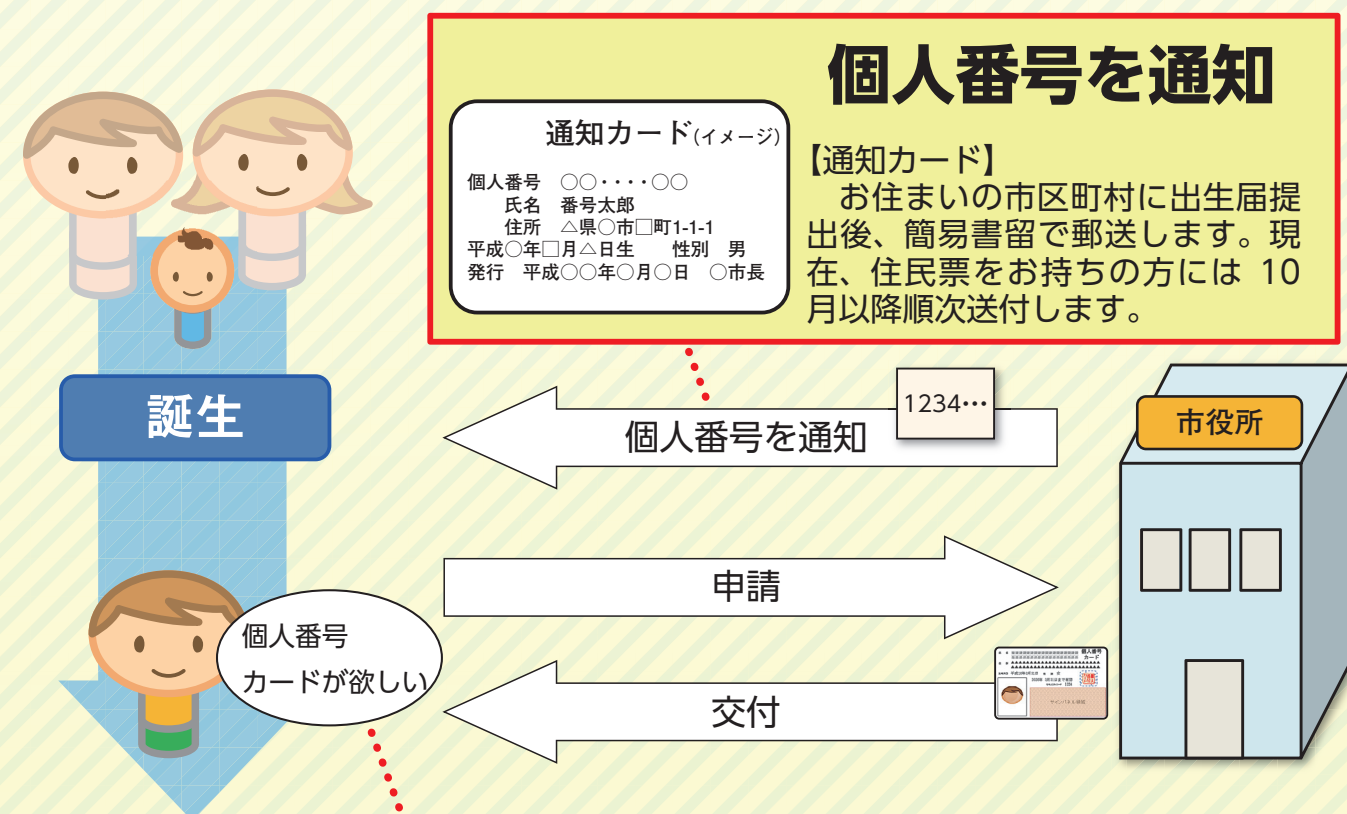
Q1 マイナンバーとは何のこと？ マイナンバー制度が始まるとどうなるの？

A マイナンバー（社会保障・税番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降、下図の通りさまざまな手続きで個人番号が必要になります。マイナンバー制度は「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。

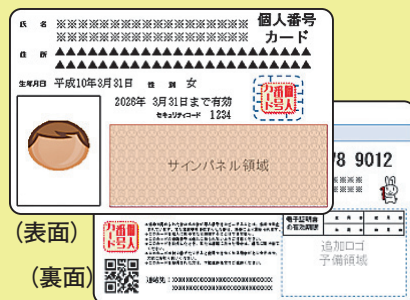


※添付書類の省略は平成29年7月から開始される予定です

暮らしの中にマイナンバー



個人番号カードの取得



【個人番号カード】

「個人番号カード」は本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票などを取得する際にも利用できます。

お住まいの市区町村に申請後、「通知カード」と引き換えに無料で交付します。有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）、引き換えは平成28年1月以降行う予定です。詳細はマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。



奨学金などの申請

住民票や保護者などの課税証明書の添付を省略することができます。

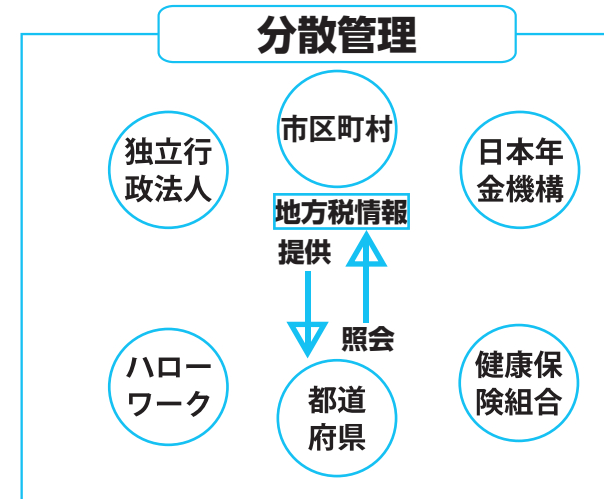
Q6

私の個人情報はしっかり守られるの？



A 大丈夫です。マイナンバー制度は、次の通り個人情報保護の対策を厳重に行います。

【電子システム上の保護】

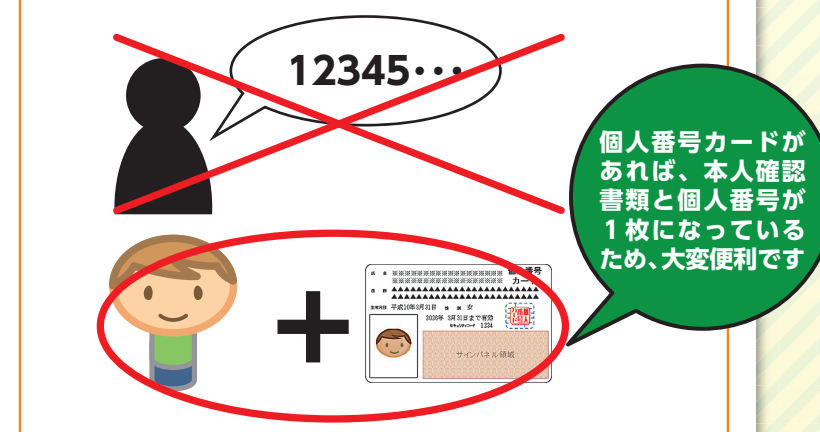


個人情報は各機関で今まで通り分散管理します。一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを未然に防ぎます。

また、各機関で接続できる人の制限や通信の暗号化（システムの接続制限）、自宅のパソコンで自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できる機能（マイナポータル機能）などで保護します。

【制度上の保護】

成りすまし防止



成りすましを防止するため、行政手続きの際は、個人番号だけでは処理せず、必ず本人確認を行います。

その他にも、システム開発や改修を行う前に、個人番号の保護体制について評価します。また、マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の収集、保管、帳簿の作成などが禁止されます。

マイナンバーに関するご意見を募集します

マイナンバー制度に関するさまざまな疑問やご意見をお寄せください。また、マイナンバー制度運用開始に伴い、以下の条例を改正・制定しますので、条例についてのご意見も募集します。詳細は6/15(月)以降公開する「条例の考え方」（市役所4階総務課・1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所、市政図書室、市内各図書館にあり）および市HP（下記QRコードからアクセス可）をご覧ください。

【個人情報保護条例の改正】

マイナンバー制度の考え方を取り入れるほか、マイナンバー制度との区別などの調整を行います。

【マイナンバー対応個人情報保護条例の制定（特定個人情報保護条例）】

マイナンバー法上の保護制度を条例として定め、目的外利用禁止の厳格化や、収集の際の制限などを盛り込みます。

【マイナンバー利活用条例の制定（個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）】

個人番号を使用できるとき、行政内でのやり取りができる場合を定めます。

【意見提出方法】

6/15(月)～30(火)に市役所4階総務課（☎581-2516 ☓soumu@city.hino.lg.jp）へFAX、メールまたは持参。住所、氏名、意見を記入



マイナンバー導入カレンダー

Q3 個人番号カードって何に使えるの?

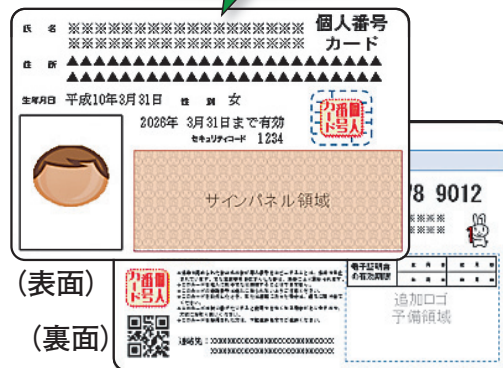


A 「個人番号カード」は、ICチップの付いたカードです。このカードを使うと、全国の主要なコンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得、e-Taxなどの電子申請ができます。発行は平成28年1月以降の予定です（無料）。

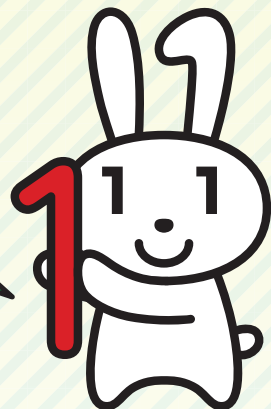
なお、住民基本台帳カードとの併用はできません。住民基本台帳カードをお持ちの方は「個人番号カード」を取得する際に「通知カード」と共に提出していただきます。

市で発行しているその他のカードについては特集号8ページのQ9をご覧ください。

顔写真付きのため、本人確認書類として使用できます。



それぞれの事業の詳細は9月15日号、12月15日号のマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。



平成27年10月から

「通知カード」送付

平成28年1月から

申請書などへの個人番号記入を順次開始

「個人番号カード」交付開始

「個人番号カード」を利用した全国のコンビニエンスストアで各種証明書発行サービス開始

平成29年1月から

マイナポータル運用開始

平成29年7月から

申請時の各種添付書類省略開始

Q5 具体的にどんな手続きで便利になるの?



A 申請書や届け出、請求書などに個人番号を記入し、「個人番号カード」などで本人確認を行うことで、順次添付書類の省略が可能となる予定です。

【主な手続き】

- 児童手当の認定請求・現況届
- 児童扶養手当の認定請求・現況届
- 国民健康保険の資格取得届
- 国民年金の保険料免除申請
- 生活保護の申請
- 介護保険の第2号被保険者証の交付申請

Q2 通知カードって?



A 「通知カード」は個人番号が記載されたカードで、本人確認書類やコンビニエンスストアでの各種証明書発行には使用できません。「個人番号カード」を取得する際に必要です。簡易書留で10月以降順次郵送します。

通知カード(イメージ)

個人番号 ○〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 番号太郎
住所 △県〇市〇町1-1-1
平成〇年〇月〇日生 性別 男
発行 平成〇〇年〇月〇日 〇市長

本人確認書類として使用する場合は別途免許証などが必要です。

Q4 マイナポータルって?



A 自宅のパソコンから自分の情報を「個人番号カード」を利用して確認できる個人用サイトです。

【確認可能な情報】

- 年金など各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受け取ることのできる各種給付のご案内

【将来的に追加予定の機能】

- 予防接種の履歴
- 確定申告に必要な情報を取得
- 引越などの複数の届出をパソコンでまとめて申請
- スマートフォンやタブレット端末からの閲覧

